

【ホタテガイ養殖業生活支援一覧】

項目	担当課名	条例・規則・制度等	内容	要件	手続きに必要なもの等
市税・県民税について	税務課	特別災害による被害者に対する市税減免の特別措置に関する条例	特別災害により被害を受けた方が納付すべき市民税、国民健康保険税を減免します。	<p>【市民税、国民健康保険税共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業収入の損失額(共済金を除いた額)が、 平年の漁業収入の100分の30以上となった方</li> <li>・前年の合計所得金額が1,000万円以下の方</li> </ul> <p>上記の両方に該当する方。 ※ただし、合計所得金額のうち漁業以外の所得が400万円超である場合は適用外。</p>	<p>【市民税、国民健康保険税共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書</li> <li>・被災を証明する書類</li> </ul> <p>また、被害の程度、損害額、損害賠償金、保険金及び損害割合に関する調査を実施します。</p>
	税務課	むつ市税条例	所得が皆無となったため生活が著しく困難となった方又はこれに準ずると認められる方の市民税、国民健康保険税を減免します。 なお、むつ市税条例での被災に係る減免は、人体、住宅、家財に損害があった場合に限りです。	<p>【市民税、国民健康保険税共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>退職、失業、廃業その他の理由により、当該年の見積収入・所得が皆無になり、又は激減し、納税が困難であると認められる方で、前年の収入・所得に対する当該年の見積収入・所得の減少割合が3割以上の方</li> </ul>	<p>【市民税、国民健康保険税共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書</li> <li>・収入・所得の激減を証明する書類</li> </ul> <p>また、税の納付が可能か、資産等について家宅調査を実施します。(収入・所得は生計を同一にされている方、全員を確認します。)</p>
介護保険料について	税務課	特別災害による被害者に対する介護保険料減免の特別措置に関する条例	特別災害により介護保険法又はその属する世帯の生計を主として維持する方が被害を受けた場合の第1号被保険者の納付すべき介護保険料を減免します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業収入の損失額(共済金を除いた額)が、 平年の漁業収入の100分の30以上となった 65歳以上の方がいる世帯</li> <li>・生計維持者の前年の合計所得金額のうち 漁業以外の所得が400万円以下の世帯</li> </ul> <p>上記の両方に該当する世帯に属する、65歳以上の方。 ※ただし、その65歳以上の方、その配偶者、その世帯の世帯主の前年中の合計所得金額の総額が1,000万円を超える場合は適用外。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書</li> <li>・被災を証明する書類</li> </ul> <p>また、被害の程度、損害額、損害賠償金、保険金及び損害割合に関する調査を実施します。</p>
後期高齢者医療保険について	国保年金課	後期高齢者医療保険制度 ※市では窓口相談・申請受付のみの対応	後期高齢者医療保険料減免 ※市では窓口相談・申請受付のみの対応	<p>被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。 (共済金額は収入として計算される。) ※預貯金を含めた資産で判定します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後期高齢者医療保険料減免申請書</li> <li>・収入見込申告書</li> <li>・全世界帯員の預貯金通帳の写し</li> </ul>
医療費について	国保年金課	後期高齢者医療保険制度 ※市では窓口相談・申請受付のみの対応	一部負担金の減免等 (病院等の窓口での支払の減免) ※市では窓口相談・申請受付のみの対応	<p>被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。 (共済金額は収入として計算される。) ※預貯金を含めた資産で判定します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後期高齢者医療一部負担金減免及び徴収猶予申請書</li> <li>・確約書</li> <li>・収入見込申告書</li> <li>・全世界帯員の預貯金通帳の写し</li> </ul>
	国保年金課	国民健康保険制度	国民健康保険制度による一部負担金の減免等 (病院等の窓口での支払の減免)	<p>被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。 (共済金額は収入として計算される。) ※預貯金を含めた資産で判定します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険一部負担金(減額・免除・徴収猶予)申請書</li> <li>・収入等申告書</li> <li>・世帯全員の預貯金通帳の写し</li> <li>・その他必要な書類</li> </ul>
保育料について	子ども家庭課	むつ市子ども・子育て支援法施行規則	保育料を減免します。	<p>教育・保育給付認定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。</p>	減収を証明する書類。
介護サービス料について	高齢者福祉課	介護保険利用者負担額減免	要介護被保険者の属する世帯の生計を主として維持する方の収入が不漁等の理由で著しく減少した場合、合計所得金額に応じ、介護保険サービス費の利用者負担分を減免します。	<p>要介護被保険者の属する世帯の生計を主として維持する方の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による不漁による減収額(共済金を控除した額)が平年の漁獲物収入額の合計額の10分の3以上である場合。(前年中の漁業以外の所得が400万円以下の世帯) ただし、その世帯の生計を主として維持する方の前年中の合計所得金額の総額が1,000万円を超える場合は適用外。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険利用者負担額減額・免除申請書</li> <li>・減収を証明する書類。</li> </ul>

※各種減免については、該当する税・費用等について、預貯金等を調査し、納付・支払いできるかどうか審査し、適用することとなります。

※支援制度適用についての審査には、漁業共済による補填が考慮されます。